

立命館大学学友会学術部規約

われわれは、自主的民主的な学問研究活動を通じて社会発展と学術文化運動の進展に貢献することによって自らを高めんとするものである。

われわれは、過去の歴史を冷静に見つめ、現実の社会と自然をあるがままに捉えるために努力せんとするものである。

われわれは、人間の尊厳を尊重することを根本理念とし、それを全うすることによって、恒久の自由、平等、平和な社会の建設と発展に力を尽くさんとするものである。

われわれは、民主主義的規則と構成員の相互批判、相互協力を原則としながら、科学的真理を探求し大学の自治と学問研究の自由を守り発展させ、そのことを通じて学問的水準を高め、学問研究の場をより豊かにし、構成員の統一と団結を固めんとするものである。

そのために、如何なる弊害も排除するであろう。

以上の如き、科学的立場を確保しつつ、批判的創造的な学問研究活動を自主的、かつ民主的に全うせんとするものである。

第 1 章 総 則

第 1 条

当部は立命館大学学友会学術部と称する。

第 2 条

当部は立命館大学生により成り、立命館大学全学自治会規約に基づき学術研究団体として承認された公認団体を以て組織する。但し、学術部外殻団体として、同好会・任意団体をおくことができる。

第 3 条

当部は、立命館大学全学自治会に所属し本部を立命館大学内におく。

第 4 条

当部は、規約の前文の精神を以てその目的とする。

第 5 条

当部は、前条の目的達成のため、次の運動を行なう。

- 1、 各公認団体の日常活動の充実
- 2、 クラス・ゼミ運動の促進
- 3、 他大学、他団体との交流
- 4、 学術研究団体の育成
- 5、 その他の学術文化運動

第6条

公認団体会員は、次の権利を有し義務を負う。

- 1、 当部の各種役員の選挙権と被選挙権
- 2、 当部の主催するあらゆる運動に参加する権利
- 3、 当部の総会に参加する権利
- 4、 当部規約および会員の所属する公認団体規約を守り遂行する義務

第2章 組織

第7条

当部は、第4条の目的達成のため、次の常設機関をおく。また、必要に応じてその他の機関をおくことができる。但し、新たに常設機関をおく場合は、部長会議の承認を必要とする。

- 1、 総会
- 2、 部長会議
- 3、 本部執行委員会

第8条

総会は、当部の最高決議機関で、公認団体会員の全員の出席からなり、その召集は本部執行委員会が行ない、毎年1回開催する。但し、本部執行委員又は部長会議が必要と認めた場合、本部執行委員長又は部長会議議長は臨時に開催することができる。

第9条

総会開催は、開催7日以前に所属学術研究会会員に通知することを原則とする。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

第10条

総会は、公認団体会員100名以上及び公認団体総数の過半数の出席を以て成立し、その議決は出席者総数の過半数を以て決定する。

第11条

総会は、次の任務を負う。

- 1、 前年度活動総括の承認
- 2、 本年度活動方針の決定
- 3、 前年度会計報告及びその承認
- 4、 本年度本部役員の選出
- 5、 その他の諸決議及び諸決定の承認

第12条

総会は、正副議長を各1名おき、その選出は学友会の規定に基づく。議長は、総会の議事運営を行ない、その責任を負う。副議長は、その補佐を行なう。議長団は決議権を持たないが、決議に関して、可否同数の場合に限り正議長がこれを決定する。

第13条

総会の議案書は、総会前の部長会議に提出しなければならない。その他諸動議に関しては総会の議長の許可を必要とする。

第14条

部長会議は、総会に次ぐ学術部の決議決定機関であり、公認団体の部長及び本部執行委員を以て構成される。

第15条

部長会議は、本部執行委員の召集に基づいて毎月1回開催され、本部執行委員会は公認団体との間にはかかるべき必要事項が生じた場合又は公認団体総数の10分の1以上の部長の連名による要請があった場合、臨時に召集しなければならない。

第16条

部長会議開催通知は、開催5日以前に学内提示その他の方法を以てする。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

第17条

部長会議は、公認団体総数の過半数を以て成立する。その決議は他に規定のない場合は、出席公認団体総数の過半数を以て決定し、総会に準ずるものとする。

第18条

部長会議は、議長を1名おき、出席公認団体総数の過半数の承認を以て選出される。

議長は議事運営を行ない、その責任を負う。議長は決議権を持たないが、議決に関して可否同数の場合はこれを決する。

第19条

総会に先立って部長会議を開催し、次のことを行なう。

- 1、 議案書の審議及び、その総会への提出の承認
- 2、 委員長、副委員長、総務部長、会計部長の選出
- 3、 その他

但し、臨時総会の場合には必ずしもその限りではない。

第20条

本部は、部長会議から部長会議までの決議執行機関であり、本部執行委員会がこれを代表する。

第21条

本部執行委員会は公認団体を指導・援助し、本部のあらゆる運動を執行する。但し、部長会議において上記の運動の総括・方針を提出しなければならない。

第22条

本部執行委員会は、次の執行委員を以て構成される。但し、必要に応じ部長の下に次長をおくこと、及び4役員以外の兼任はこれを妨げない。

- | | |
|-----------|-----|
| 1、 執行委員長 | 1名 |
| 2、 副執行委員長 | 2名 |
| 3、 会計部長 | 1名 |
| 4、 会計次長 | 若干名 |
| 5、 総務部長 | 1名 |
| 6、 総務次長 | 1名 |

第23条

本部執行委員は公認団体会員の中より選ばれ、正副執行委員長・会計部長及び総務部長は、部長会議において選出され、総会で承認を受ける。その他の執行委員は、執行委員長が任命し、部長会議の承認を受ける。

第24条

執行委員は次の任務を負う。

- 1、 執行委員長は、本部執行委員会を代表し、これを統轄する。
- 2、 副執行委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長事故ある時は、これを代行する。
- 3、 会計部長は、本部の会計事務一切を担当し処理する。
- 4、 会計次長は、会計部長を補佐し、会計部長事故ある時は、これを代行する。
- 5、 総務部長は、本部の一般事務を担当し処理する。
- 6、 総務次長は、総務部長を補佐し、総務部長事故あるときはこれを代行する。

第25条

本部執行委員の任期は1ヵ年とする。但し、次の規定により不信任された時、当該役員は辞任しなければならない。

- 1、 正副執行委員長・会計部長及び総務部長は、部長会議において公認団体総数の3分の2以上、又は総会において過半数の賛成を得て不信任案が可決された時
- 2、 その他の執行委員は、部長会議において、公認団体総数の過半数の賛成を得て不信任案が可決された時

第26条

本部執行委員に事故ある場合は、その代行をおくことができる。但し、部長会議の承認を受けなければならない。

第27条

本部執行委員は、公認団体・校友会・自治会の役員との兼任は、許されない。

第28条

本部執行委員は、公認団体に除名・除籍されない。

第29条

本部執行委員は、公認団体会員の中より若干名の本部員をおくことができる。

本部員は、執行委員会の業務を補佐する。但し、執行委員会における決議権はない。

第3章 公認団体

第30条

公認団体の原則は、次の規定とする。

- 1、 公認団体は全学生に開放するものとする。
- 2、 公認団体の独自性は、これを尊重しなければならない。
- 3、 公認団体の運営は、その規約に従い自主的・民主的に行なわなければならない。
- 4、 公認団体は、その活動の成果を全学生に還元しなければならない。

第31条

公認団体は、次の義務を負う。

- 1、 規約の前文に基づいた研究活動を遂行すること。
- 2、 研究活動を報告すること。
- 3、 学術総会、部長会議へ出席すること。
- 4、 学術総会・部長会議において決定されたこと項、及び付与された権利を遂行すること。
- 5、 会計監査を受けること。
- 6、 本部執行委員の諮問に応ずること。
- 7、 本部執行委員の要請した調査書類を提出すること。
- 8、 研究会独自の規約を持つこと。
- 9、 本部連絡員を持つこと。

第32条

公認団体の規約は、本規約に反することは許されない。

第33条

新たに公認団体として昇格せんとする同好会は規約・活動経歴及び活動情況・論文を昇格趣意書に添付して本部執行委員長に提出するものとする。その可否は、部長会議の議決を得たのちに、総会において決定する。但し、全学自治会代議員会の承認を受けなければならない。

第34条

公認団体への昇格は、次の基準で行なう。

- 1、 同好会として2年以上の活動経歴を持つこと。
- 2、 既存の公認団体に異なる基本的研究対象を持つこと。
- 3、 本規約を認め、その精神に合致していること。

- 4、 活動水準が公認団体に同等であること。

第35条

通常の活動が困難となった所属公認団体は、活動回復のために一定期間、本部執行委員会の直接の指導及び援助を受けることができる。その決定および期間に関しては部長会議での議決を必要としている。

第36条

公認団体より活動継続の意思がない、若しくは困難であるとの申請がなされた場合、本部執行委員会が公認団体としての解散を提起する。その際は、部長会議での議決を得たのち、総会において承認を必要とする。

第37条

- 1、 公認団体の活動水準・規模が公認団体に適していないと本部執行委員会に判断された場合、本部執行委員会はその降格を提起することができる。その際、部長会議での公認団体の3分の2以上の議決及び総会での承認を必要とする。
- 2、 前項の判断を行う際の基準は、内規として別途定めることとする。

第4章 同好会、任意団体

第38条

何らかの学術研究を志向する団体の登録は、次の基準で行なう。

- 1、 研究対象が学術分野に属する。
- 2、 立命館大学の学生で構成され、立命館大学の学生なら誰でも加入できる。
- 3、 外部団体の支部や出先機関ではない。
- 4、 立命館大学の学術文化運動に可能な限り、貢献する。
- 5、 暴力を排し、民主主義を守る。
- 6、 本規約を認める。

第39条

任意団体の登録に際しては、団体の名称・活動経歴・団体の目的・研究対象・責任者とその連絡方法を明記し、趣意書を提出しなければならない。但し、団体として、活動経歴を持っていない場合は、その後半年間は定期的の活動報告をしなければならない。

任意団体は、1年に1度定期的に活動報告をしなければならない。活動報告がない場合は自動的に登録を抹消される。

第40条

任意団体が同好会昇格への要請を申し入れた場合は、本部執行委員会は、次の基準でそれを承認する。

- 1、 1年以上活動を行なってきた。
- 2、 責任ある団体として公認団体を志向している。

第5章 会計

第41条

当部の会計に関しては、学友会会計規定に従う。

第42条

当部予算は、学友会費及び部費その他を以てこれにあてる。

第43条

会計年度は毎年4月1日に始まり、3月末日に終わる。

第44条

当部の毎年会計決算は、総会で承認を得なければならない。

第45条

決算はすべて学友会会計監査をうけなければならない。

第6章 顧問

第46条

公認団体は、若干の顧問を置くことができる。

第47条

顧問は、立命館大学の教職員より委嘱することができる。

第7章 賞罰

第48条

当部の発展に顕著な貢献をなした者を、総会の決定にて表彰することができる。その方法・程度は総会で決定する。

第49条

当部の名誉を著しく毀損し、本規約前文に反する、もしくはこれに準ずる行為を行った公認団体または会員に対しては、処罰を行うことができる。その際、部長会議での公認団体総数の3分の2以上の議決および総会での承認を必要とする。

なお、その処置の方法・程度は部長会議で決定する。

第50条

前2条は、公認団体又は本部執行委員会の提案を以てこれを行なう。

第8章 規約改正

第51条

本規約は、本部執行委員会又は公認団体が必要と認めた場合、本部執行員長又は公認団体部長がその責任において部長会議に提案し、公認団体総数の3分の2以上の賛成を得た後、総会において過半数の賛成を得て改正することができる。

本部執行委員会は決定後直ちにこれを公示しなければならない。

第9章 補則

第52条

本規約に規定なき細目その他は、立命館大学全学自治会会則に準ずる。

第53条

學術部の慣例は、本規約に反しない限り、その効力を有する。

第54条

本規約は1972年6月21日に公布し、即日施行する。

附則

1992年 6月30日 一部改正

2000年12月21日 一部改正

2005年 1月 8日 一部改正

2008年 7月 6日 一部改正

2010年 2月 3日 一部改正